

# 議会だより

編集▼議会だより編集委員会

## 第1回朝霞市議会定例会 平成26年度各会計予算など32議案を審議

平成26年第1回朝霞市議会定例会は、2月27日から3月26日までの28日間の会期で開かれました。

この定例会では、市長から32議案が提出され、慎重に審議した結果、32件の議案を可決・承認・同意しました。

また、議員提出議案が1件提出され、原案のとおり可決しました。

議案の件名と要旨は、次のとおりです。

### 専決処分の承認を求めることについて

工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法第199条第1項の規定により、専決処分としたため、その承認を求めたものです。変更内容は、請負契約金が2億1563万8500円から2億1552万3千円となり11万5500円の減額となっています。

承認（全会一致）

### 平成26年度朝霞市一般会計予算

平成26年度一般会計予算は、定例会初日の2月27日に市長から施政方針、予算編成の説明が行われました。

予算総額は、歳入歳出それぞれ388億1千万円で、前年度対比1.9割の増となっています。ここでは、施策の一部について紹介します。

#### 【自然と調和したゆとりある都市づくり】

- ・「黒目川まるごと再生プロジェクト」の推進
- ・新高橋の落橋防止対策工事
- ・公園施設の安全性確保を含めた長寿命化を図るための計画策定

#### 【安全で快適な生活環境づくり】

- ・市役所庁舎の耐震補強工事の実施設計
- ・市民会館ホール・総合体育館・博物館の非構造部材の耐震診断

- ・地域防災計画の見直し
- ・防災士資格の取得支援の補助
- ・太陽光発電システム設置費への補助

#### 【みんなで支え合う健やかな社会づくり】

- ・浜崎放課後児童クラブの増設
- ・介護保険事業者が建設する地域密着型特別養護老人ホームと認知症対応型グループホームの整備に対する補助
- ・彩夏ちゃん健康長寿プロジェクト事業

#### 【豊かな心と人間性を育む都市づくり】

- ・第二小学校に新たに特別支援学級を開設
- ・内間木公民館改修のための設計

#### 【まちの活力を生み出す産業づくり】

- ・新たにシティ・セールス朝霞ブランドとして認定する文化、景観、行事、産品等を広く周知するためのイラストマップ作成

#### 【ふれあいと連帯を広げる地域づくり】

- ・地域コミュニティの形成に向けた施策の推進
- ・次期男女平等推進行動計画

策定に向けた市民意識調査の実施

#### 【構想推進のために】

- ・「広報あさか」のポスティングによる全戸配布
- ・危機管理体制の充実を図るために危機管理監の設置

原案可決（賛成多数）



### 平成26年度朝霞市国民健康保険特別会計予算

予算総額は、歳入歳出それぞれ122億9030万4千円で、前年度対比2.4割の増となっています。

原案可決（賛成多数）

### 平成26年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計予算

予算総額は、歳入歳出それぞれ17億4875万円で、前年度対比1.8割の増となっています。

原案可決（賛成多数）

### 平成26年度朝霞市介護保険特別会計予算

予算総額は、歳入歳出それぞれ51億2596万1千円で、前年度対比4.8割の増となっています。

原案可決（賛成多数）

平成26年度朝霞市後期高齢者医療特別会計予算

予算総額は、歳入歳出それぞれ10億6841万円で前年度対比4.7割の増となっています。

原案可決（賛成多数）

### 平成26年度朝霞市水道事業会計予算

収益的収入および支出については、収入の水道事業収益が23億6824万1千円で、前年度対比13.4割の増、支出の水道事業費が20億7906万7千円で、前年度対比5.7割の増となっています。

資本的収入および支出については、収入が1182万7千円、支出が13億8477万9千円となっています。

原案可決（賛成多数）

### 平成25年度朝霞市一般会計補正予算（第3号）

2億6449万6千円の増額で、予算総額は388億502万9千円となっています。

原案可決（賛成多数）

### 平成25年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

1億6599万2千円の減額で、予算総額は12億7319万5千円となっています。

原案可決（全会一致）

平成25年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算(第4号)

1億4285万5千円の増額で、予算総額は19億7862万5千円となっています。

原案可決(全会一致)

平成25年度朝霞市介護保険特別会計補正予算(第3号)

4986万2千円の増額で、予算総額は53億4670万5千円となっています。

原案可決(全会一致)

平成25年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

108万2千円の減額で、予算総額は10億2686万5千円となっています。

原案可決(全会一致)

朝霞市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に

関する法律」の施行に伴い、社会教育法が一部改正され、社会教育委員の設置に係る委

嘱の基準等について、条例で定めることとされたため、委嘱の基準を新たに規定するものです。

原案可決(全会一致)

朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本市の厳しい財政状況を考慮し、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、職員の地域手当の支給割合について、現行の10割を9割に引き下げるものです。

原案可決(賛成多数)



朝霞市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険事業における健全な財政運営を図るため、平成23年度から行っている後期高齢者支援金等分の均等割の2千円減税を元の9千円に戻し、基礎課税分の所得割を0.2割、介護納付金分の所得割を0.8割、後期高齢者支援金等分の所得割を1.1割引き上げるほか、賦課限度額を77万円に改めるものです。

原案可決(賛成多数)

朝霞市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例

急速な高齢社会の進展に伴い、財政の効率的な運営を図るため、敬老祝金の給付対象者および給付額を変更するものです。

原案可決(賛成多数)

朝霞市機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

平成26年4月1日の機構改革の実施に伴い、関連する条例中、課の名称を変更する条例をまとめ、整理するものです。

原案可決(全会一致)

朝霞市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

朝霞市都市計画審議会条例に基づき設置している朝霞市都市計画審議会において、市民の参画機会の充実を図るため、新たに公募市民の枠を設置するとともに、より専門的な意見を求めることを目的として、委員構成および定数を変更するものです。

原案可決(全会一致)

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

依然として厳しい経済情勢や本市の財政状況等を考慮して、減額率をそれぞれ10割引き上げ、市長の給料月額を30割、副市長および教育長の給料月額を20割減じる特例措置を平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、実施するものです。

原案可決(全会一致)

朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

限られた財源を効率的・効果的に活用するために、支給内容の見直しを行うもので、支給対象医療費から、入院時食事療養標準負担額等を除くため、必要な改正を行うものです。

原案可決(賛成多数)

朝霞市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

限られた財源を効率的・効果的に活用するために、手当額の見直しを行うものです。

原案可決(賛成多数)

朝霞市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

限られた財源を効率的・効果的に活用するために、支給内容の見直しを行うもので、支給対象医療費から、入院時食事療養標準負担額を除くため、必要な改正を行うものです。

原案可決(賛成多数)

朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

限られた財源を効率的・効果的に活用するために、支給内容の見直しを行うもので、支給対象医療費から、入院時食事療養標準負担額を除くため、必要な改正を行うものです。

原案可決(賛成多数)

朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定等の申請手数料のうち、消費税分に相当する額を改めるものです。

原案可決(賛成多数)

朝霞市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

従前の朝霞市災害派遣手当等の支給に関する条例に、新型インフルエンザ等対策特別措置法および大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、都道府県または市町村は、派遣された国等の職員に対し、災害派遣手当を支給できることから、地方公務員法





第24条第6項の規定に基づき、改正を行うものです。

**原案可決（全会一致）**  
**朝霞市地域福祉基金条例を廃止する条例**

社会経済情勢の変化を踏まえ、基金原資の有効活用を図るため、本条例を廃止するものです。

**原案可決（賛成多数）**  
**朝霞市庁舎等整備方針検討委員会条例を廃止する条例**

庁舎等整備方針検討委員会から、平成25年10月、市長に提言が行われたことから、本条例を廃止するものです。

**原案可決（全会一致）**  
**朝霞市庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会条例**

市庁舎の耐震化事業に係るプロポーザルの実施に当たり、その内容が最も優れた者を厳正かつ公平に選定するために審査を行うことを主な事務とする朝霞市庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会を附属機関として設置する必要があるため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに制定するものです。

原案可決（全会一致）



**朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会条例**

朝霞市基地跡地利用計画を見直すにあたり、朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会を附属機関として設置する必要があるので、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに制定するものです。

原案可決（全会一致）

**朝霞市債権管理条例**

市の債権管理に関する事務処理についての一般的基準等を定めることにより、これまで各債権所管課が個別に行っていた「台帳の整備」、「督促」などの事務について、全庁的な手続きの明確化、統一化を図るとともに、債務者が破産したとき、私債権において消滅時効に係る時効期間が満了したときなど、徴収不能となった債権の放棄を適切に行うことについて必要な事項を定めるため、新たに制定するものです。

原案可決（全会一致）

**埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について**

同組合を組織する地方公共団体のうち、彩北広域清掃組合の名称変更に伴い、同組合規約を変更することについて

協議するため議決を求めるものです。

**原案可決（全会一致）**  
**教育委員会委員任命に関する同意を求めることについて**

任期満了に伴い、新たに次の方を任命することに同意を求めるものです。

三好 節さん  
同意（全会一致）

※掲載内容は第1回定例会時点でのものです。



### 議案審議

議案第2号 平成26年度朝霞市一般会計予算

#### 支出カットのあり方

○黒川滋議員 平成26年度予算では、財政調整基金の残高が少なくなった対応として、至る所で歳出の削減をしています。削減にはムダのカットもありますが、多くは市民の我慢や、持ち出しを増やす内容です。単年度予算での歳出見直しを繰り返すやり方では、削減する基準や、いつ、財政がどのようになったら我慢が終わるのが見えませんが、

通常、こうした場合には、

数年度にわたる財政再建計画をまとめ、計画的に財政を立て直すべきではないのでしょうか。

○市長 予算編成について平成26年度は、市民の皆様の協力もいただきながら、歳出の削減をさせていただくわけですけれども、それによって、来年度は収入についても、ある程度見越せるのではないかと考えますし、今年度、歳出削減をした中で、やり残したこともありますが、徐々にでも実施して市民サービスの向上につなげていきたいと思っています。

今回、皆さんに我慢していただくような部分についても、これから財政調整基金をなるべくふやすような形で余裕財源ができた中で改めて見直し、削減した部分あるいは先送りした部分についてどのような形でまた施策として取り入れられるか考えていきたいと思っています。

したがって、二、三年はこういった状況は続くのではないかと思います。

○総務部長 現状は、非常に市税の収入の先行きがなかなか見通せないという状況です。

また、普通交付税、臨時財政対策債についても、1、2億円、急に落ちることも起こり得ることです。そうした状況で、二、三年先の計画というようなものが立てづらいうことは理解いただきたいと思います。



#### 土木事業について

○大橋正好議員 黒目川沿いの整備について膝折地区内の黒目川ゆかりのモニュメントおよびベンチとは、また、設置場所はどのあたりですか。

○都市建設部長 膝折地区のモニュメント設置については、黒目川まるごと再生プロジェクト朝霞市部会における全体計画で歴史を伝える施設整備を位置付けています。膝折地区の地元意見交換会で参加者の方より、市民の手づくりで、かつて伸銅などで使用された水車のモニュメントを作製したいとのご提案がありましたので、作製方法や設置場所、デザイン等について、地元町内会や商工会と検討を進め、関係者の皆様の合意が得られ

ましたら設置を行いたいと考えています。

また、ベンチについては、全体計画で交流の場づくりを位置づけており、地域の方々のご意見を踏まえ設置場所を決定していきます。なお、膝折地区では、遊歩道の整備と併せて、新座大橋下流、膝折団地付近に2基設置しました。

## 予算編成についての考え方

○岡崎和広議員 限られた財源の中、最少の経費で最大の効果を上げるために努力することが、自治体に求められています。予算についても、歳入に見合った歳出での予算編成でならなければならないと思いますが、平成26年度予算編成について、本市の考え方を伺いたします。

○総務部長 平成26年度の予算編成について、平成25年度末の財政調整基金の残高が低水準となる見込みであるなど本市の財政状況が厳しい局面を迎えていることや、第4次朝霞市総合振興計画に掲げる重要施策の着実な推進、安定した財政運営といった点を踏まえたうえで予算編成に当た

っています。

また、限られた財源を効果的に活用する政策主導型予算編成を徹底するため、平成26年9月から実施計画に基づく担当課のヒアリングを実施し、事業の必要性、有効性などから採択する事業を決定しました。その結果、予算要求時点での歳入歳出の差額がマイナス14億5085万3千円でしたので、財政課の査定により歳入の増額と歳出の削減を行い、国庫補助金や市債を活用して財源を確保する一方、扶助費のように市民生活に密接な事業や新規事業、拡充すべき事業などに配慮しつつ、積算内容の精査を通じて歳出の縮減に努めたところです。

## 自治基本条例について

○松下昌代議員 市民参画事業において、自治基本条例アドバイザー謝金30万円が今回初めて予算計上されています。本市における自治基本条例に対する考え方・方向性、平成26年度のスケジュールについてお聞かせください。

○審議監 自治基本条例の策定については、第4次総合振興計画の後期基本計画におい

て、市民参画のための条例など市民参画のルールづくりや条件整備をさらに進めると明記しています。この条例の性格上、第一には市民の皆さんに地方自治の基本的な理念に対する理解が広がり、その理念を明確に位置づけるための条例を制定しようとする機運が一層高まることが必要であり、加えて、市議会と市政の関与と理解のうえに成り立つものと考えています。

平成26年度の取り組みとしては、自治基本条例に対する理解を広げるための講演会や市民の皆さんによるワークショップを立ち上げ、その活動を通じて深まったご意見を市または市議会に対して提言としてまとめていければと考えています。さらに、この提言に基づきまして、自治基本条例の中身を審議する審議会を設置するような運びになることを期待しています。その中で条例案の具体化についてさらに検討を進めたいと思います。

## 新年度の予算編成について

○田辺淳議員 新年度の予算

は、事業を見直し、休止し、廃止する事業が沢山(100項目)あります。当市は第4次総合振興計画で、行政評価制度を導入しています。みずから事務事業の評価をしたり、市民参加による外部評価をして事業を見直す仕組みを取り入れているはずですが、今回の沢山の事業見直し、休止、廃止は、市民生活に多大な影響を与えるものばかりですが、こうした決定は事務事業評価や外部評価で行なわれたものはほとんど無いのではありませんか？その経緯をお話ください。

○市長 今回いろいろ見直しを行いましたけれども、一律に全て削減したわけでもありません。利用者の方々の事情や、さまざまなことを担当課から聴取したうえで、個別に判断をして、廃止、削減という形で実施させていただく予定になっています。

特に障害者の方や難病者の方々に対する医療費助成や見舞金も、当初は廃止の予定でしたが、社会的に弱い立場の方々への支援は、継続しようというところで、復活しています。

○審議監 施策評価、事務事業評価、外部評価の評価結果については、参考としましたが、行政評価の結果として事務事業を具体的に見直すという評価のものは、平成24年度はありませんでした。そのうえで、評価に基づいて各所管から上がってきている26年度の実施計画案に着目し、内容を所管課との間で調整しながら精査し、その結果、実施計画の見直し作業が進んできました。それは、予算編成の作業と連動するものだと考えておりましたので、調整作業は続けてきました。

行政評価の内容については十分尊重したいと思いますが、今回はそれだけに着目しての判断は、結論としては出せなかったということです。

## 朝霞市の行政サービスについて、他市との比較の座標軸を明示すべし

○小山香議員 平成26年度の予算で、難病者・重度身体障害者等のいわゆる社会的弱者に対する予算が大幅に削減された。昨年、日経新聞で朝霞市の積立金率が全国ワースト



5位と報道され心配ではあるが、この削減は妥当であろうか。事業の見直し・廃止をする場合、削減が適切かどうかの判断材料が必要である。朝霞4市や県内同一規模の自治体との予算の比較、さらには全国812の市区と朝霞市の行政サービスの水準の比較ができるよう座標軸を明示すべきではないか。

○市長 補助事業等の見直しにおいては、制度の適正水準を推しはかる意味で、近隣市や県内の市の制度を調査し、比較対照していることは事実です。その内容を市民の皆様にお知らせすることが、制度等の変更について理解をいただくうえで必要である場合は、適宜制度の変更について説明をしたいと考えています。

ただ、市の政策として積極的に推進したいと考える施策があるいは、一定の層の方を市に引きつけたい、誘導したいと考える施策については、他の自治体が行っていない取り組みであっても、また、他の自治体よりも高い水準であっても、その効果が期待でき、市の発展、市民の幸福に結びつくものであるものとするれば、

今後も積極的な判断をすべきだと考えています。

今回の厳しい事態は、現実的に市民の皆様には迷惑をかけることになることは、私どもも承知しています。ただ、この局面を乗り切っていくことを契機として、新たな朝霞市の取り組みを改めて形成していく決意も持っているつもりです。

○審議監 市の立ち位置といえますか、全国の自治体のデータをそろえるというのものはなかなか難しいところがあります。市が主体的に、座標軸のどの位置にするかといったところをお示しする現実的な対応としては、県内市の動きをよく確かめるかなど研究をさせていたいただきたいと思えます。

### 一般会計予算

○山口公悦議員 予算は、市の第4次総合振興計画基本構想に掲げる「安全で快適な生活環境づくり」や「みんなを支えあう健やかな社会づくり」に反し、地域自主防災活動等補助金の縮減や住宅用太陽光発電システム設置費補助金の削減、リサイクル活動推進補助金の削減。そして、重

度心身障がい者や難病患者や高齢者を対象とした各種の補助金が削減されています。この一つ一つが市民の暮らしや命を脅かすものでありやめるべきです。

○市長 今回の各種制度の見直しについては、これまで影響は食いとめたいと努力してきました子育て支援や高齢者障害のある方への支援も見直しの対象とせざるを得なかったことは大変残念であり、内心じくじたる思いを持っています。しかし、これらの見直しを含めて検討しない限り、平成26年度の当初予算を編成することが難しい状況にあつたため、苦渋の決断をしたところと、対象となる方々の状況を個々に考慮しつつ、現在、市としてできる範囲でぎりぎりの選択をしたと考えています。

来年度、休止、縮減する取り組みについては、それぞれ慎重に検討を続け、制度内容もよく吟味したうえで、可能な時期に可能な範囲で再開、あるいは再度拡充していきたいと考えています。特に、社会的に弱い立場の方に対しての制度については、できる限

り優先順位を高くして今後、再開あるいは再度拡充の検討をしていきたいと思えます。

### 議案第3号 平成26年度朝霞市国民健康保険特別会計予算

### 国民健康保険制度への考え方および増税について

○斉藤弘道議員 国民健康保険制度は、他の公的医療保険に加入していないすべての人に医療を保障する社会保障制度であり、国や市の責任は重大です。しかし、市は、加入者同士の助け合いの制度と広報しています。どう考えているのか確認します。また、今回の国保税の増税は、約4億円増税ですが、具体例を示して下さい。現在でも高すぎ

て払えないとの声があるのに、これ以上滞納者を増やすことになりません。13年度実績より市の負担を減らしますが、市は責任を果たすべきです。

○市長 今回の国保税の値上げについては、所得の低い方々に対しての配慮をしたうえで、収支差額について埋められる程度の増税ということをお願いをさせていただいて

います。国民健康保険の加入者の大部分が所得の低い方が多いというのは認識していますので、なるべく値上げをしないように、努力してきましたつもりですが、この制度を維持していくうえで、加入者の方々に御負担をいただかなくてはならないという決断をさせていただいたところです。

○健康づくり部長 国民健康保険が社会保障制度の一環として営まれているわけですので、社会で支えるという認識を持っています。

保険税引き上げによる具体的な影響ですが、年金生活の夫婦で、お二人が65歳以上、固定資産なし、合わせて基礎年金160万円を受けている場合、所得控除後はゼロとなり、また、7割軽減該当で、改正前が1万5600円、改正後は1万6800円で1200円の増額、7割の引き上げです。単身世帯で40歳以下のフリーアルバイターで、固定資産なし、所得控除後で108万円の場合、改正前が9万5900円、改正後は10万7700円で1万1800円の増額、12割の引き上げです。4人世帯で40

歳以上の夫婦と子供2人で、固定資産10万円あり、所得控除後の額で26万円の場合、改正前が35万7500円、改正後は41万4600円で5万7100円の増額、<sup>0.0%</sup>の引き上げです。

**議案第13号 朝霞市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例**

○**神谷大輔議員** 今回、国の社会教育法の改正に伴う、自治体での条例改正ですが、そもそも国で法改正がなされた具体的な背景について伺います。

○**生涯学習部長** 平成25年6月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」を受け、社会教育法に規定されていました社会教育委員の委嘱に関する規定が一部改正されたため、文部科学省令で定める基準を参酌して、新たに市の条例で委嘱基準を規定するものです。

また、今回の一部改正において、市独自の基準として、公募による委員を新しく取り入れ、より市民参画の促進が図れるものと捉えています。

**議案第23号 朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例**

**ひとり親家庭医療費支給条例**

○**石川啓子議員** 子ども医療費支給条例の改正と同様にひとり親世帯の方が入院したときの入院食事をこれまで補助していましたが、補助をやめるという条例改正です。この制度は県内でも数多くの自治体で実施されており、所得が低く入院で経済的にも困っているときに補助していたものを取り上げるとんでもない改正です。補助を継続すべきではないですか。

○**市長** 大変厳しい財政状況の中で、苦渋の選択をさせていただいたわけですが、福祉3医療それぞれ皆さん事情もあるかと思いますが、福祉3医療という中で判断をさせていただきました。平成26年度の中で財政状況が好転していくのであれば、市町村民税の非課税世帯の方には助成の復活をなるべく早くしていきたいと思えます。※議案に対する質疑は、通告順です。

**一般質問**

市政に対する一般質問は、3月18日から20日までの3日間に行われ、17人の議員から75項目の質問が行われました。ここでは、その中から一部を掲載しました。

**質問議員(発言通告順)**

遠藤 光博	岡崎 和広	駒牧 容子
船本 祐志	福川 鷹子	須田 義博
小山 香	星野 文男	黒川 滋
本山 好子	松下 昌代	大橋 正好
神谷 大輔	山口 公悦	田辺 淳
石川 啓子	齊藤 弘道	

**総務関係**

**積水化学東京工場の移転について**

○**船本祐志議員** 積水化学東京工場は、昭和28年に現在の根岸台に誕生しました。同社は一部上場の大企業であり、朝霞市の事業等にも協力し、また多くの下請け企業も生まれ、市民の雇用にも貢献してきました。昨年の12月ごろ、平成27年3月をもって工場を移転するとの話を聞きました。

この移転について移転後の跡地の活用など市にはどのような説明があったのか、また移転することで雇用など市への影響について伺います。

○**市民環境部長** 積水化学工業株式会社が発表した内容によると、工場が開設から60年経過し、老朽化や耐震化の対策に多額の費用が必要なことさらに、工場周辺の宅地化や再開発が進み、永続的な生産活動が困難な状況であること踏まえ、平成27年3月末日をもって生産中止、工場閉鎖の予定とのことです。

今後の利用ですが、現時点では事業者において方針が決まっていないとのことですので、動向を注視したいと考えています。

次に、市に与える影響ですが、市税収入、非正規雇用者および下請会社の経営ならびにその雇用者、資材置き場や社員駐車場として借り上げている土地利用、ご好意で長年

無償にて市がお借りしているテニスコートなどへの影響があります。

その他の質問項目 財政問題について(1)財政運営のあり方について

**ふるさと納税の充実について**

○**星野文男議員** ふるさと納税は、故郷をはじめ日本中どの自治体にも納税(寄附)できる制度です。謝礼品を充実させて2億円以上集めた町もありです。ところで、朝霞市のふるさと納税の現状は、どうなっていますか。

謝礼品として朝霞に縁のある陸上自衛隊の「自衛隊グッズ」やホンダの「ホンダグッズ」、彩夏祭の花火特別席鑑賞券等を追加して全国からたくさんの方々にふるさと納税(寄附)が集まるようにしては、いかがでしょうか。

○**市長** 市の現状ですが、ふるさと納税制度のPR方法と



して、平成21年度から1万円以上の寄附された個人に対し、人参ようかん詰め合わせや朝霞力レーなどの特産品の中から本人に選んでいただいた品を謝礼品として贈呈する事業を行った結果、平成21年度は4件でしたが、平成22年度は28件、平成23年度は27件、平成24年度は22件、平成25年度は1月末現在20件のふるさと納税をいただいておりますが、平均として20件ほどのふるさと納税を毎年いただいております。

謝礼品に自衛隊グッズや、ホンダの製品というものは全国的にも非常に人気もありますので、自衛隊やホンダと、2千円相当という金額の中で協力いただけるかどうか相談をさせていただきたいと思っております。

**その他の質問項目** 障がい者福祉について／中学生社会体験チャレンジ事業の充実について

## 教育環境関係

### 公的手続き案内冊子作成について

○駒牧容子議員 具体的には

市民の方が亡くなられた時に発生する、公的手続きの総合的な案内冊子を作成してはどうかという提案です。朝霞市は核家族化が進み、一人暮らし率が県の平均を大きく上回っており、一人暮らしになって不安を抱えた方が多岐に渡る手続きで、市役所に何度も足を運ばなくてはならなく、非常に大変だという声をいただきます。大切な公的手続きの漏れを防ぐためにも、総合的な案内冊子を作成していただきたいと思いますが、いかがでしょうか？

○市民環境部長 死亡届後について

死亡届後については、死亡したご本人またはご遺族に関するさまざまな公的手続きが必要で、現在、総合窓口課では、死亡届出時に渡してほしい旨の依頼があった国民健康保険、農業委員会、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの書類を渡していますが、それぞれの方の事情により公的手続きの内容

が異なっていることから、ご遺族の方が死亡したご本人に関する手続きをそれぞれの窓口に関わり合わせたうえで必要書類を準備しています。

死亡届出時に一般的に必要なとされる公的手続きを案内冊子としてご遺族の方に配布することについては、大切な手続きの漏れを防ぐとともに、公的手続きに対する不安感を軽減する一助となることから、今後、関係各課と調整し作成していきたく考えています。

**その他の質問項目** 無人施設へのAED設置／読書通帳の導入／特別支援学級の安全確保／子ども・子育て新制度

### 教育について

○福川鷹子議員 私は、これまで障害を持たれた市民への支援について、大きな関心をもち、さまざまな場で活動をして来ましたが、特に聴覚に障害のある方と話す時には手話を取り入れてお話をさせていただきました。この様なご縁で聴覚障害のお子様をお持ちの保護者の方から相談をいただき昨年9月の議会で「きこえとことばの教室」の開設を要望いたしました。残念な

事に26年度は見送りとなった事についての詳しい経過と今後の開設に向けての教育委員会のお考えをお聞きします。

○学校教育部長 「きこえとことばの教室」の平成26年度における設置については、9月議会に議員からのご要望をお伺いし、2838名におよぶ設置希望の署名もいただいたところ。これを受け、教育委員会は、埼玉県教育局の特別支援教育課へ設置を申請し、県とのヒアリングでも設置を強く要望したところで

す。しかしながら、2月下旬に県から連絡があり、残念ながら今回の設置は見送りとなりました。新年度、通級を希望しているお子さんについては、新座市の「きこえとことばの教室」へ通えるよう新座市教育委員会へ保護者の意向、朝霞市教育委員会としての希望も伝え、3月5日付で入級決定の通知が届けられたところ

です。「きこえとことばの教室」の新設については、平成26年度も申請し、粘り強く要望してまいります。

### 朝霞市の奨学金制度は、子どもの貧困対策法に反する

○小山香議員 今年1月に

「子どもの貧困対策法」が施行された。この法律の趣旨は「子どもの将来がその生まれ環境によって左右されることのないよう教育の機会均等を図るため、自治体が学資の援助等の経済的支援に必要な施策を講ずること」を求めている。しかしながら、朝霞市の奨学金制度は、親が市税を滞納していたり、保証人を立てられない場合、借入ることができない。本当に困っている子どもは奨学金を利用できないのである。これは法律に反するのではないかと。

○学校教育部長 市においては、子どもがその置かれている環境によって左右されることのないよう教育の機会均等を図るうえで、既に就学援助制度や奨学金制度を実施しています。

奨学金制度については、貸与した資金を原資としながら次の世代につながる奨学金としていますので、お返しいただくことが前提となっている



ために、保証人の要件を外す  
 ということは現段階では考  
 えていませんが、子どもの貧  
 困対策法の施行に伴いまして、  
 今後は国・県等の動向、また、  
 各自自治体を取り組む施策に注  
 視しながら、未来ある子供た  
 ちが置かれた環境に左右され  
 ないで奨学金制度が利用できる  
 よう今後取り組んでいきたく  
 いて考えています。

**その他の質問項目** 学校給食  
 とアレルギー／特養の待機者  
 解消／プレーパーク／居所不  
 明の子ども／市総合振興計画

**地域振興施策**  
**彩夏ちゃんの活用につ**  
**いて**  
 ○松下昌代議員 全国各地で  
 地域振興のため、「ゆるキャ  
 ラ」を用いる自治体が増えて  
 います。彩夏祭のイメージキ  
 ャラクター彩夏ちゃんが、現  
 在本市のPR活用をしている  
 状況です。地元発の文化や賑  
 わいをどのように増やすかを  
 念頭に置き、将来を見据えた  
 地域活性化戦略として、彩夏  
 ちゃんを活用すべきであると  
 考えます。彩夏ちゃんの広報  
 戦略についてどのようにお考  
 えますか。また、庁内でプロ

シエクトチームを立ち上げる  
 など広く活用意見を募るよう  
 なことはできないでしょうか。

○市長 彩夏ちゃんについて  
 は、動けないというのもあり  
 まして、どうしても皆さんに  
 訴えるものがなかなかない  
 というところで、今、市民まつり  
 実行委員会をつくっていただ  
 けのように、リニューアルを  
 お願しているところでは  
 ありません。

今までも彩夏ちゃんについて  
 は、例えば青パトに彩夏ウポ  
 ーイという形でちょっと変え  
 てシールをつくったり、消防  
 団の消防自動車にも、彩夏ち  
 ゃんのワッペンをつくったり  
 して活用しています。機会に  
 つけ、各課としても彩夏ち  
 ゃんを活用し、取り入れてい  
 ますけれども、市としての広報  
 戦略を考えるとということであ  
 れば、新しい形で少しずつく  
 らないとなかなか難しいと、以  
 前から私はそう思っています。  
 まず彩夏ちゃんをどう生かし  
 ていくかを考えながら、もう  
 一方で新しいキャラクターも  
 考えていくことも一理あるの  
 かなと思っています。

**その他の質問項目** 投票率向  
 上に向けた取り組みについて

**朝霞の学校教育につ**  
**いて**

○大橋正好議員 平成25年度  
 より朝霞市教育振興基本計画  
 を全面実施した、今年の小学  
 中学の成果および第三中の  
 ICT教育の状況とタブレット  
 型パソコンを使用している勉  
 励はどのような授業でしょうか。

○教育長 成果については、  
 今年度新規事業として、若手  
 教員を対象とした朝霞教師塾  
 や、児童の学力向上を図りま  
 した彩夏ちゃんのサマースク  
 ールを実施するなど、現在は  
 計画に基本目標の実現に向か  
 っています。その中で、2年目  
 以降の若手教員を対象に夏季  
 休業中に宿泊研修、秋には研  
 究授業を行うなど、教師とし  
 ての力を着実に高めています。

ICT機器を効果的に活用  
 した授業等については、第三  
 中学校において研究を進めて  
 います。現在は、タブレット  
 型パソコンを20台、ビッグパ  
 ッドと言われます約70インチ  
 の大型液晶ディスプレイ、電  
 子黒板などの機器を導入して、  
 従前の教師から生徒への一方  
 型、一方向型の授業から、教  
 師・生徒間の相互通信が可能

な双方向型の学習へと、より  
 発展的な学習を目指していま  
 す。

**学校で危険性のある薬**  
**物使用は実施すべきで**  
**はない**  
 ○山口公悦議員 健康被害を  
 指摘し、弁護士連合会や消費  
 者連盟などが、「フツ化物に  
 よる洗口事業（IIうがい）」を  
 学校など集団で行うことに反  
 対しています。推進先進国の  
 米国でも使用禁止の流れとな  
 っており、WHOでも同様の  
 見解です。危険性のある薬物  
 を小中学校で使用するならば  
 誤飲などによる事故や健康へ  
 の影響が心配されます。歯科  
 医師会が各学校に実施を要請  
 していますが、「実施の有無」  
 を学校長の判断に任せるので  
 はなく、教育委員会が実施し  
 ないと判断すべきです。

○学校教育部長 フツ化物洗  
 口事業は、埼玉県歯科口腔保  
 健の推進に関する条例および  
 埼玉県歯科口腔保健推進計画  
 に基づいて、埼玉県歯科医師  
 会が実施する事業です。この

事業については、日本弁護士連  
 合会や日本消費者連盟などが  
 中止の要望書を出し、歯科医  
 師会がそれぞれの団体の要望  
 書に回答を出していることも  
 承知しています。□内で薬物  
 を利用する点から、市として  
 も慎重な対応が必要であると  
 考えています。

歯科医師会としても、フツ  
 化物洗口は強制するものでは  
 なく、学校や保護者の判断が  
 優先されると回答しています。  
 教育委員会としても、この事  
 業については市内一斉実施を  
 求めるものではありません。  
 各学校は実態に応じた教育課  
 程を編成しており、その責任  
 者は校長です。学校がフツ化  
 物洗口を実施する際には、歯  
 科医師との連携や学校の教育  
 活動との関連、教職員の過度  
 な負担とならないよう、学校  
 全体の共通理解を図っていく  
 ことが重要であり、保護者へ  
 の十分な説明、各家庭の意向  
 に配慮するなど、教育委員会  
 としても十分指導してまいり  
 ます。

**その他の質問項目** 地域産業  
 振興と雇用対策／宮戸3丁目  
 の開発問題／さいか幼稚園前  
 の安全対策／教員の超勤問題

## 建設関係

### 市内公衆トイレのウォシュレット化について

○須田義博議員 市内の公園や駅などのトイレの便座を、ウォシュレットにして欲しいとの要望がいくつもありました。私も前まではいくらなんでもぜいたくだろうと思っていました。最近ではコンビニのトイレもウォシュレット付きが増え、その店のイメージアップにもなっています。市内小中学校のトイレもきれいに改修されたところでもあります。そこでトイレのきれいな街として、イメージアップにもつながると思われまので、ウォシュレット化についてお尋ねします。

○都市建設部長 現在、市内の公衆トイレについては、朝霞駅に2か所、北朝霞駅に1か所、都市公園のうち28か所、児童遊園地のうち3か所、合計34か所に設置しています。このうち、ウォシュレットなどの温水洗浄便座については、朝霞駅東口公衆トイレの男子トイレに1基、女子トイレに2基、多目的トイレに2基設

置していますが、その他の公衆トイレには設置していません。

市では、子どもやお年寄りなどがトイレを利用しやすいよう、老朽化した和式便器のうち、可能なものについては洋式便器に改修を進めています。

今後、洋式便器に改修する場合やトイレを新設する場合には、施設の規模や電気設備の有無、夜間の施錠や施設点検などの管理形態等、現地の状況を踏まえて、温水洗浄便座の設置も含め、誰もが利用しやすいトイレの整備を検討していきたいと考えています。

その他の質問項目 防災対策について／施設管理について／交通安全対策について



### 東上線的大幅減便に対する市の対応

○黒川滋議員 昨年3月の東横線との直通によるダイヤ改正以降、日中の志木発着の普

通電車の廃止や、準急の減便など、東上線の本数が減り、とくに朝霞駅に停車する電車が激減しています。昨年の市議会での質問に対して、市長は強い取り組みの決意を表明をされています。

本年2月4日に沿線各市と東武鉄道が協議する東上線改善対策協議会が開かれたようですが、そこでは、東武鉄道にどのようなことを申し入れ、どのような回答状況だったのでしょうか。

○都市建設部長 東上線改善対策協議会で市が要望した事項は、1点目に朝霞駅、朝霞台駅への停車車両の増便と和光市駅で急行列車に乗り継ぎしやすいダイヤ改正、2点目に乗り入れている鉄道各社とも協議し、十分な遅延防止対策を行うこと、3点目に朝霞台駅へのエレベーターの設置、4点目に視覚障害者の方々に配慮した音声誘導装置やホームドアなどの施設整備、5点目に朝霞台駅への快速急行列車の停車、6点目に朝霞駅に内方線つき点字ブロックの設置、7点目に朝霞台駅北側に改札口の設置です。

回答は、1点目については、

特定の駅ということではなく総合的に考えていく、2点目については、乗り入れている各社との調整と遅延回避を各社と協力していく、3点目については、駅が市の防火指定区域に指定されているため、駅舎の大規模な改修時に設置したい、4点目の音声誘導装置については、本年度から利用者が多い駅から順次設置を進めていく、ホームドアについては、10万人以上の駅を対象に整備を進めていく、5点目については、朝霞台駅への停車は今後も総合的な視点で考えていく、6点目については、1日の利用者が1万人以上で自治体の支援が確定したところから整備を進めていく、7点目については、現在のところ具体的な計画はないが、今後検討していくといった回答でした。

その他の質問項目 雪害の対応／要綱行政の改善／公共交通の改善／公共施設等樹木の剪定／ハローワーク移転



### 自転車に乗る交通ルールについて

○神谷大輔議員 自転車乗車にもルールがあることを、もっと認識し理解を徹底する必要があります。昨年の改正道路交通法が施行され、路側帯における右側通行が禁止、違反者には懲役や罰金が科せられるものです。また、歩道と車道が明確に分かれている道路での車道の右側通行の禁止も知らない方々をよくお見受けします。ルールを野放しにすると、せっかく道路整備等々をしても本末転倒です。子どもでも加害者にさえなります。周知啓発はじめ、事故の軽減を図ることへの見解を伺います。

○都市建設部長 自転車の交通ルールについては、駅周辺の道路などでは、朝の通勤・通学時に道路の右側をスピードを出して走行する自転車も見受けられ、自転車の交通ルールが一部の市民の方には正しく認識されていない、または遵守されていないというのが現状です。市としても広報ホームページへの自転車安全運転ルールの掲載や交通安全

運動で啓発物を配布し周知を図っているところです。

今後も、定期的に広報やホームページへ自転車安全運転ルールの掲載を行うとともに、自転車利用者が多く集まる自転車駐車場への啓発物の掲示や、逆走の多い道路への看板設置などに取り組んでまいります。

また、県、朝霞警察署や教育委員会と連携を図りながら、交通安全教育や啓発活動を行うてまいりたいと考えています。

**その他の質問項目** 財政状況について／公共施設等の管理業務について



## 宮戸3丁目の宅地開発を問う

**○田辺淳議員** 問題のポラスグループの計画は、「ママシ山」の斜面三二四一㎡で23戸の宅地開発計画です。山の北側斜面は宅地として不向きであり、建売りにはリスクもあります。3mの擁壁を敷地境界ギリギリに造って土を盛り、

その上に建物を建てれば、自分たちの建物は陽が当たるかもしれませんが、既存の住宅は完全に日影となってしまいます。事業者には、優良な宅地を供給する義務があります。擁壁がどれくらいもつのか、その瑕疵担保責任は何年あるのか、販売時の説明にそれらは記載されるのか、お伺いします。

**○市長** 近隣住民の方々の切実な意見を踏まえて、工事協定の締結など、事業者に対して良好な住環境や近隣関係の維持増進に努めるよう、市としてできる限りの調整を行うことを担当部署に指示をしたと思います。

**○都市建設部長** 事業者は、建築物や工作物等について一定の期間、瑕疵があれば対応する義務があります。住宅の品質確保の促進等に関する法律により、新築建築物の基礎、柱、壁などの基本構造部分について、業者に対して10年の瑕疵担保責任が義務づけられています。この期間は20年まで延長できることとされています。

また、民法により、建物とその工作物や地盤については、

業者は引き渡し後5年間の瑕疵担保責任を負います。ただし、コンクリート造や金属造など堅固な工作物の期間は、10年とされています。

販売に当たって、宅地建物取引業法における重要事項説明の中に、擁壁の管理について、今後、どのような明示がなされるか確認させていただきたいと思います。

**その他の質問項目** 循環バス見直しの現状と課題／積水化学東京工場撤退問題／地下水保全条例の制定について

## 民生関係

### 地域包括ケア オレンジカフェについて

**○遠藤光博議員** 認知症の方とその家族を地域で支え支援し、負担の軽減を図ることが、このオレンジカフェ（認知症カフェ）の基本的な考えとなります。

また、認知症に対する施策として、認知症サポーター養成講座があります。この修了者に例えば地域ケアリーダー養成のような講座を開催し、地域の中心となる方になっていただければ、オレンジカフェ

も自主的に開催されるのではないのでしょうか。今後のオレンジカフェの実施と考え方について伺います。

**○健康づくり部長** オレンジカフェ、いわゆる認知症カフェは、認知症の本人と家族が安心して過ごせる場であり、本人は社会とのつながりや生きがいを感じるきっかけとなり、家族にとっても苦労を語ることで心の支えとなるものと言われています。さらに、ケアマネジャーなどの専門職を加えれば、必要なケアを受ける入り口になるとも考えられており、認知症の早期発見・早期治療といった効果も期待されているところです。

認知症に対する施策としては、認知症サポーター養成教室の開催や認知症の家族介護教室、家族介護力向上教室、認知症介護家族の集いなどの支援を行っています。

オレンジカフェの設置については、先進市の状況などを参考にしながら調査研究に努めていきたいと考えています。

**その他の質問項目** 地域包括ケアシステムの構築／介護マーカー／障害福祉計画／避難所HUG／消防団について 他

## 発達障がい児支援について（通級指導教室の増設を）

**○岡崎和広議員** 以前より要望しておりました通級指導教室の増設を再度求めるものであります。

通級指導教室では、軽度の発達障がいのある児童・生徒に個々の障がいの克服・改善と毎日生活している環境への適応を目標として一人一人の能力や状態に応じて個別の指導計画を立て指導を行います。通級指導教室は子どもへの指導とともに保護者への支援も得られる重要な場でもあります。通級指導教室を増設していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○学校教育部長** 教育委員会では、障害の多様化に伴い、平成23年度より軽度の発達障害のある児童を対象に、自閉症・情緒障害の通級指導教室を第四小学校に設置しました。

しかしながら、現在、保護者からの要望や学校からの通級指導教室への入級希望が増加傾向にあり、現行の第四小学校の1学級だけでは対応が難しい状況です。そのため、

今年度、教育委員会では、自閉症・情緒障害の通級指導教室の増設、併せて難聴・言語障害の通級指導教室の新設を埼玉県に要望し、申請しました。その結果、自閉症・情緒障害の通級指導教室の新設が認められ、来年度より第四小学校に加えて、新たに第十小学校に自閉症・情緒障害の通級指導教室を開設します。

その他の質問項目 フィルムコミッションの設立を／ペアレントメンターの導入を／ま

### 高齢者施策・孤独死について

○本山好子議員 近年、一人暮らしの老人が増え、自宅で急に体調が悪くなり、亡くなってしまう方がありますが、わが市での現在の状況と民生委員の高齢者宅への訪問状況、その内容はどうなっていますか。会って行くことの重要性、緊急通報・安心見守り通報システム普及への充実、乳酸飲料配付事業への積極的な取り組みは今後どのようにお考えかお尋ねします。

度の実績で高齢者世帯を含め民生委員・児童委員の訪問連絡活動は全体で8449回行っています。地区により、かかりつけ医や常用している薬、緊急連絡先を記入できる緊急連絡カードを作成し、高齢者宅へ訪問時にお渡しし、常に持ち歩くように勧める活動も行っています。こうした活動の中で、単身の高齢者の方との意志疎通を図るなど、孤独死の防止に努めています。

○健康づくり部長 市では、

これまで高齢者の孤独死を防ぐ、見守り支援策として、緊急通報システム・安心見守り通報システム事業、配食サービス事業、乳酸飲料配布事業、安心見守り連絡カード配布事業のほか、市内の新聞販売店、生活協同組合コープみらいと協定を結び、見守り活動をお願いしています。また、地域包括支援センターでは、高齢者に対する相談事業や訪問事業など総合的な支援事業を行っています。

なお、孤独死の人数としましては、把握はしていません。

その他の質問項目 市の健診に来ない子どもについて／女性の起業支援について／ペッ

### 子どもの子育て新制度について

トのふん尿被害について  
○石川啓子議員 新制度は15年4月スタートとして国が準備を進めていますが、そのためには市は6月には条例を作り、準備を始めなければなりません。しかし、国はいまだに基準や公定価格すら示していません。子どもたちの保育環境はどうなるのか不安の声が寄せられています。市はどのように考えていますか。

○福祉部長 現在、市では、

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に向けて取り組みを進めているところです。新制度への移行に向けた準備としては、地域型保育事業の認可基準、教育・保育施設等の運営基準、子ども・子育て支援給付の支給認定に関する基準について条例制定の必要があります。その際に、市の保育士の配置、保育室の面積基準などについて定めることになるものと考えています。

市としては、これまで国・県の基準よりも厳しい基準で運用してきたという経緯がありますので、今回の条例策定

に当たっては、こうした考えを踏まえていきたいと考えています。

なお、今後のスケジュールとしては、基準などの省令が示され、それに基づき条例の制定を行うこととなります。

新制度の詳細な点については、現在も国での議論がされているところですので、今後、国の動向を注視していきたいと考えています。

その他の質問項目 交通権をまもる取り組みについて／大雪の被害の状況と市民生活への影響／公共施設管理



### 生活保護行政について

○齊藤弘道議員 生活に困ったとき、誰もが憲法25条に基づいて、権利として最低限度の生活保障を請求できるのが生活保護制度です。しかし、

今、その意義に反する事態となっています。第一に、保護基準額の引き下げと他の制度への影響です。第二に法改正です。「口頭での申請ができ

ない」、「意思・状況に反して労働が強制される」、「申請の前提ではない親族の扶養が強制される」、「保護費の使い道が制限される」などの不安があります。市に人権を守る対応を求めます。

○福祉部長 生活扶助基準の見直しに伴う市の制度への影響については、本年2月に改めて確認を行い、生活扶助基準を算定の根拠としている制度は、基準の見直しによる影響が及ばないように、要綱の改正等対策がとられています。さらに、生活保護の受給の有無を根拠としている制度についても、基準の見直しにより生活保護が廃止となった世帯がなかったため、影響はありません。

また今回の改正で、生活保護の申請書に必要な事項が記載できない場合、申請者の口頭による申請というところで、申請書にかわるものが明確化されたと捉えています。これまでも書面または口頭による申請を可能として対応していましたが、法が改正されたとしても相談者から保護の申請等の意思が表明された場合には、適正に申請受理等の対



消費増税の中止を求める意見書を国にだしていただくことを求める請願

### 一不採択一

## 請願の審議結果

原案可決（全会一致）  
これは議員から提出された議案で、原案のとおり可決されました。  
議案の件名と要旨は、次のとおりです。  
**朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例**  
平成25年第4回定例会で部室設置条例の一部が改正されたことに伴い、議会委員会条例の一部改正を行う必要があるため、提出をするものです。

## 議員提出議案 1件を審議

「要支援者に対する介護保険サービスの継続」を求める意見書提出を求める請願書（請願者）  
医療生協さいたま 朝霞和光 支部  
支部長 村田 とき子  
医療生協さいたま 朝霞和光 支部  
支部長 村田 とき子  
「請願者」  
医療生協さいたま 朝霞和光 支部  
支部長 村田 とき子

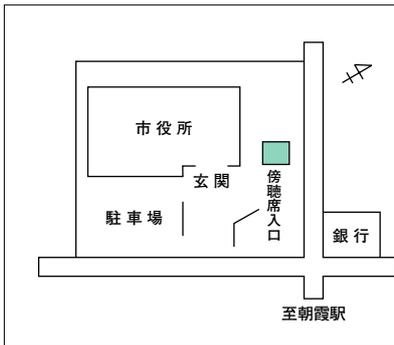
### 一継続審査一

議会を傍聴することは、市民として市政を身近に知るための最もよい方法です。皆さんが選んだ議員がどのような活動、仕事をしているかなどを十分にご理解いただけたと思います。

市議会定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回開かれます。ぜひ傍聴にお出かけください。

問／議会事務局

☎463-0549



**傍聴席 入口**  
傍聴席の入口は、市役所庁舎玄関に向かって右方向にあります。



次回定例会の開催日は6月5日(木)の予定です。  
※請願の提出は、5月29日(木)午後5時までにお願います。

## あなたも参加しませんか？

「あさか環境市民会議」では平成16年6月の発足以来、身近な暮らしの環境に着目して、生活環境の改善、自然環境の保全に尽力しています。

- ・自然環境再生、保全のためのフィールドワーク（現在5か所ある朝霞市の緑地保全活動や湧き水の調査活動など）
  - ・市内の都市公園の調査や、自然環境に配慮した公園建設の提言
  - ・駅周辺に集中する放置自転車対策の検討
- 住み良いあさかの創造のために、皆さんのご参加をお待ちしています。

### 平成26年度活動目標および各種部会

- 市内を見て歩き、日々の暮らしにおける生活環境の改善を図る「生活環境部会」
  - 市内の自然環境の積極的な保全活動、自然環境を活用した環境の再生等を展開する「自然部会」
  - 環境に関する情報収集や会の活動を会員および市民に周知する「広報・評価部会」
- ※市民会議の活動を紹介している機関紙「かんきょう」は環境推進課、各公民館等でご覧いただけます。

## 「あさか環境市民会議」

### 入会いただける方および年会費

個人／1,000円 団体／3,000円  
事業者／5,000円

※年会費は市民会議の活動運営費、事業費等に充てられています。

### 申込方法

環境推進課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、市民活動支援ステーション、各公民館、エコネットあさか等に備え付けの入会申込書に必要事項を記入のうえ、環境推進課へ持参、郵送、FAXまたはメールでご提出ください。

※申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

### 定期総会および講演会

平成26年度定期総会

日時／5月18日(日) 午前10時～

会場／エコネットあさか（リサイクルプラザ）

講演会／午前10時45分～

講師／地熱情報研究所代表・九州大学名誉教授

江原 幸雄さん

テーマ／地熱エネルギーの利用～現状・課題・将来の展望

問／あさか環境市民会議事務局（環境推進課内） ☎463-1504 ✉kankyo\_suisin@city.asaka.saitama.jp